

就労継続支援 A 型事業所の効果的な運営・実践方法の検討**－アウトカムと関連性の高い実践の要素は何か－**

○ 高崎健康福祉大学 塩津博康 (8497)

キーワード：就労継続支援事業 A 型，プログラム評価，労働統合型社会的企業

1. 研究目的

就労継続支援 A 型事業所(以下、A 型事業所)の運営・実践は、いわゆる福祉実践を理解するための既存の枠組みでは、本来捉えがたい特異的なものであると考えられる。というのも、A 型事業所は、一方で就労支援を提供する障害福祉サービス事業所の一種でありながら、他方で積極的に生産活動を行い利潤を分配する事業体でもあるからである。それにもかかわらず、A 型事業所の運営・実践の方法は、通常福祉実践や職業リハビリテーションと特別異なるものとしてはみなされていないのが普通である。これまで実証的に行われた A 型事業所に対する先行研究は複数あるが、少なくとも、福祉実践とは異なる新たな運営・実践の捉え方の必要性に言及し、その運営・実践方法の主たる構成要素及び全体像を明らかにした研究は存在しない。要するに、A 型事業所における実践というものが、今こそ実際の現場の実践の中から新たに概念化され、多くの関係者に合意され得るより望ましい A 型事業所像および運営・実践のあり方として提示されることが期待されているのであり、そのために実証的な調査研究がなされるべきと考える。

そこで本研究では、現に A 型事業所を運営・実践している実践家に対しアンケート調査を行い、成果を創出できる A 型事業所の運営・実践方法とはどのようなものか？を明らかにすることとした。

2. 研究の視点および方法

1) 調査対象と標本抽出

2014 年 10 月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき、厚生労働省に対し情報開示請求を行い、すべての A 型事業所の 2013 年度月額平均賃金実績リスト(2131 事業所分)を入手した。そのリストから単純無作為に 1,000 事業所を抽出し本調査の標本とした。

2) 調査期間と収集方法

2015 年 2-3 月の間に事業所の住所へ直接郵送の方法により調査票を配布した。調査基準日は、原則として 2015 年 2 月 1 日とし、質問項目によっては必要に応じ個別の調査基準日を指定した。回答は、事業所の管理者又はサービス管理責任者に依頼した。

3) 回収数と有効回答票

回収数は、304 事業所(回収率 30.4%)であった。このうち、2013 年 4 月以降に A 型事業所の指定を受けているものが、70 事業所含まれていた。以後の分析では、2013 年度の実績値(月額平均賃金額や事業売上など)を指標として用いることと、指定後間もない事業所は未だ発展途上にあることなどから、除外して分析を進めることが望ましいと思われた。そ

ここで、この70事業所と指定時期不明の8事業所を除く226事業所を本研究の分析の対象とすることとした。

4) 分析の具体的方法

分析の枠組みには、プログラム評価の方法論を援用した。すなわち、成果(アウトカム)と実践方法(プログラム・プロセス)の相関関係に注目し、成果に影響を与えると想定される実践方法の主たる構成要素を同定した。本研究では、A型事業所にとっての重要な成果を、「一般就労の困難な比較的重度の障害者に対し、働く機会とその対価としての賃金をできる限り多く保障すること」として、主な成果指標に、①事業所の月額平均賃金、②事業所の週当たり平均労働時間、③事業所の全利用者に占める障害者手帳「重度相当」所持者の割合、を設定した。

3. 倫理的配慮

本調査は、実施に先立ち日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認(14-0901)を受けている。調査は任意であること、協力の可否で不利益は生じないことを、対象者へ文書で説明し同意を得た。また、本報告にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、十分に匿名性を保証している。

4. 研究結果

本研究で設定した成果指標である①事業所月額平均賃金と有意な正の相関関係にある実践方法に関する指標は、【総収入に占める事業売上の割合】【指定前の操業実績有無】【利用者定員】【職業指導員人数】【顧客トラブルへの対処努力の有無】【官公需の有無】【その道のプロの雇用の有無】【障害者優先調達推進法などの支援施策の認知度】【融資額】であった。②事業所の週当たり平均労働時間と有意な正の相関関係にある実践方法に関する指標は、【総収入に占める事業売上の割合】【指定前の操業実績有無】【職業指導員人数】【利用者定員】【グループホーム併設の有無】【顧客トラブルへの対処努力の有無】【官公需の有無】【品質向上の努力の有無】【その道のプロの雇用の有無】であった。③事業所の全利用者に占める障害者手帳「重度相当」所持者の割合と有意な正の相関関係にある実践方法に関する指標は、【指定前の操業実績有無】【総収入に占める事業売上の割合】であった。

5. 考察

結果で示した成果と関連のある実践方法のいくつかは、明らかに伝統的な福祉実践や職業リハビリテーションの実践方法とは異なるものである。従って今後は、A型事業所は労働統合型の社会的企業として理解され、そこでの運営・実践は、新しい実践モデルとして概念化され関係者に共有されていく必要がある。その際、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定められている目的に限定されない、社会的企業としての目的と使命の提示が、組織アイデンティティの確立のためにも、何より大切と思われる。